

○静岡市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

平成27年 3 月30日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(除却の必要性に係る認定申請書の添付書類)

第2条 省令第49条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 申請に係るマンションが法第102条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書類の写し又はこれに類するもの（市長が不要であると認める場合を除く。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

第3条 法第102条第1項の規定による認定の申請をする場合において、前条第1号に掲げる書類を添付するときには、省令第49条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の構造計算書を添付することを要しない。

(建築許可申請書の添付書類)

第4条 省令第52条第1項の規則で定める図書又は書面は、次の表に掲げるものとする。

図書又は書面の種類	明示すべき事項	図書又は書面の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	様式第1号
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	

日影図	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表2の（30）の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの
駐車計画図	
防災避難計画書	

（申請の取下げ）

第5条 法の規定により申請をした者は、市長が許可、認定等をするまでに当該申請を取り下げようとする場合は、申請取下書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

図 面 名		縮 尺	1 :	設 計 者 氏 名	() 建 築 士

様式第2号（第5条関係）

申請取下書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 { 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 }

電話

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 条第 項の規定による申請を取り下げます。

申請年月日	年 月 日
建築 場所 築造	
取下げ理由	

（注） 不要な文字は、抹消してください。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

(令 3 規則66・一部改正)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(令 3 規則66・一部改正)